

医療法人社団みつわ会 介護職員初任者研修(通信)学則

1 開講目的

介護に従事する者が求められる、利用者のためを第一義とする基本理念と専門職としての基本姿勢，基本的な知識・技術を習得するための研修を行い、地域の介護人材の確保と介護サービスの向上を図ることを目的とする

2 研修事業の名称

研修事業（以下研修という）の名称は次の通りとする。

医療法人社団みつわ会 介護職員初任者研修（通信課程）

3 課程編成責任者の氏名

上林 志津夫

4 実施場所・所在地

本研修は次の事業者が実施する。

名 称 医療法人社団みつわ会

老人保健施設のぞみの園 会議室

所在地 山形県鶴岡市茅原町26番23号

電 話 0235-25-8255

5 研修期間

平成30年12月12日～平成31年3月27日

6 研修修了の認定方法

修了の認定は、「山形県介護員養成研修（介護職員初任者研修課程）事業者指定に関する要綱」に基づき、研修の全科目を履修し、かつ、修了評価の結果が所定の水準を超えていると事業所長が認めた者とする。なお、修了評価の方法は次の通りとする。

- 1 カリキュラムを全て履修後に1時間程度の修了評価を受けて、一定以上の評価を得た者を修了者と認める。
- 2 前項の全てを履修とは、「こころとからだのしくみと生活支援技術」の項目について、介護技術の習得が講師により評価されることを含む。
- 3 第1項の修了評価は、筆記試験により行うこととして、100点満点としてA(80点以上)、B(79～70点)、C(69～60点)、及びD(60点未満)の区分で評価する。D評価を得た者については、必要に応じて補講を行い、原則として修了者と認定するに足るまで再評価を行う。
- 4 通信課程の添削評価は、100点満点としてA(80点以上)、B(79～70点)、C(69～60点)、及びD(60点未満)の区分で評価する。D評価を得た者については、再度課題を課し、原則として履修者として認定するまで再評価を行う。

7 受講資格

山形県庄内地域に住んでおり、福祉に関心があり介護職員として働きたい方

8 受講手続

- (1) 医療法人社団みつわ会ホームページから申し込み用紙をダウンロードするか、電話連絡いただき、当社から郵送した申し込みはがきにより申し込みの手続きを行う
- (2) 申し込みの書類を確認後、受講者あてに受講にかかる費用の支払いのための書類を送付。
- (3) 受講にかかる費用の入金確認がとれ次第、受講決定とする

9 受講料、実習費等

受講料 50,000 円 (テキスト代 : 5,400 円 ・ 健康診断料 : 5,000 円 ・ 保険料 : 4,500 円 を含む)を徴収する。

なお、補講に係る費用は無料とする

10 定員 12名

11 テキストの名称

研修に使用する教材は次の通りとする。

・教材

- | | |
|----------------|------|
| 介護職員初任者研修テキスト1 | 中央法規 |
| 介護職員初任者研修テキスト2 | 中央法規 |

12 補講方法

やむをえない事情で研修の一部を欠席した者については、研修期間内～6月初旬までの間であれば補講を設定することができる。補講に係る費用は「8 受講料、実習費等」に記載のとおり

13 修了者の管理

修了者名簿を作成し知事に提出する。修了証明書を紛失した場合の再発行については、事業所に再発行手続書を提出すると再発行可能。なお、再発行の手数料は無料とする。

14 講義を通信の方法で行う地域

山形県庄内地域とする。

15 (施行細則)

この学則に必要な細則ならびにこの学則に定めのない事項で必要があると認められる場合は、当法人がこれを定める。

(附則)

第1条この学則は平成30年12月12日から施行する